資　料　２

認可・確認に係る基準条例について

〇新制度に伴い豊田市で制定が必要となる基準等条例

<table>
<tr><th colspan="3">施設・事業</th><th>設備・運営
基準条例
(認可基準)</th><th>運営基準
条例
(確認基準)</th><th>設備運営
基準条例</th></tr>
<tr><td rowspan="4">教育保育
施設</td><td rowspan="2">認定こども園</td><td>幼保連携型</td><td>〇</td><td rowspan="8">〇</td><td></td></tr>
<tr><td>上記以外の３類型</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">幼稚園</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">保育所</td><td>〇※</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">地域型保
育事業</td><td colspan="2">家庭的保育事業</td><td rowspan="4">〇</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">小規模保育事業</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">居宅訪問型保育事業</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">事業所内保育事業</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">放課後児童健全育成事業</td><td></td><td></td><td>〇</td></tr>
</table>

※保育所認可基準条例は制定済み

認可基準と確認基準について

・「認可基準」の趣旨：施設・設備が保育の目的に合致しているかの基準

・「確認基準」の趣旨：財政支援を受けるための運営がされているかの基準

１　幼保連携型認定こども園の認可基準について

（１）国の基本的な考え方

①幼保連携型認定こども園を新設する場合

幼稚園と保育所の基準の内容が異なる事項は高い水準を引継ぐ。

②既存の幼稚園・保育所・現行の幼保連携型認定こども園から移行する場合

現在、適正な運営が確保されている施設に限り、新たな基準に適合するよう努めることを前提として、事後的に基準を満たすことが容易でない「設備」に関しては、既存施設からの移行特例を設ける。

「設備」と異なり、物理的な制約がない「学級編成・職員」「運営」については、移行特例は設けない。

施行１０年経過後に、設置の状況等を勘案し、移行特例の内容等を改めて検討することとする。

③国の基準

項　目	内　容
学級編成	・３歳児以上の園児については、学級を編制するものとする。 ・１学級の園児数は、３５人以下を原則とする。
職員配置	・０歳児　　３人につき１人 ・１・２歳児　　**６人につき１人** ・３歳児　　**２０人につき１人** ・４歳以上児　　**３０人につき１人**
職員	・【必置】園長、各学級ごとに専任の保育教諭１人、調理員 ・【努力規定】副園長又は教頭、養護教諭、事務職員
園長等の資格	・原則として、教諭免許状及び保育士資格を有し、かつ、５年以上の教育職又は児童福祉事業の経験がある者とする。（これと同等の資質を有する者も認める。） ・副園長、教頭についても上記の要件を準用する。
建物	・幼稚園、保育所それぞれにおいて求められている保育室等はすべて設置すること。 ・園舎の面積は、幼稚園基準を満たすこと。 ・各居室（乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室）の面積は、以下の保育所基準を満たすこと。 ０・１歳児：ほふく前　１人当たり **1.65 ㎡**以上 ほふく後　１人当たり 3.3 ㎡以上 ２歳児以上：１人当たり 1.98 ㎡以上
園庭	・園舎と同一の敷地内又は隣接地に必置とする。 ・面積は、３歳児以上の幼稚園基準と保育所基準の大きい方及び２歳児の保育所基準の合計以上とする。 ・屋上の面積算入は原則不可とする。
給食	・２号、３号子どもは食事の提供が必要である。１号子どもは園の判断とする。 ・原則自園調理とする。３歳児以上は外部搬入も可。
健康診断	・保育所と同様、健康診断は少なくとも１年に２回行うこととする。

○保育所認可基準条例の概要

職員配置	０歳児　　３人につき１人 １・２歳児　　５人につき１人 ３歳児　１５人につき１人 ４歳児　２８人につき１人 ５歳児　３０人につき１人
居室面積	０・１歳児 １人当たり 3.3 ㎡以上

（２）条例制定にあたっての方向性

①職員配置

（ａ）前回の部会における主な意見

・保育所での現状の１５人で１人というのは、子どもを１人の保育士が手厚くみるということで、いい制度を作ってもらい感謝している。

・幼稚園の職員配置の基準でいくと３５人で１人だが、実際、各幼稚園では１クラス２０人前後が多く、２０人であれば現状に近づく。しかし、１５人で１人となれば、部屋数が足りず、たくさんの３歳児を受け入れられなくなる。

・１５人に１人のほうが、保育士が多く必要であり、確保についても大変になってくる。

・子どもを預ける親としては、１人の先生がみる数は少ないほうがありがたい。

・私立幼稚園には公立こども園とは違う良さがあり、それで選ばれていると思うので、無理に少なくしなくてもいいと思う。

・子どもが大人数のクラスで過ごし、最初は目が行き届かないのではという不安はあったが、いろいろな子と接することができて充実した園生活を送れたので、少人数制がいいという人が多いけど、私は大勢のクラスのほうがいいと思っている。

・一概に少人数制がいいと思っている保護者ばかりではないと思う。

（ｂ）方向性

・０歳児から２歳児は保育の質を維持する考えから、市の保育所基準に合わせることとしてはどうか。

・３歳児から５歳児については保育の質を維持する考えから、原則として市の保育所基準に合わせることとしてはどうか。その上で、既存施設からの移行については本会での意見を踏まえ、当面の間経過措置を設けてはどうか。

②ほふく前の０・１歳児の居室面積

・保育の質を維持する考えから、市の保育所基準に合わせ3.3㎡としてはどうか。

○独自基準を設定する項目

項目	国の基準	方向性
職員配置	・１・２歳児　６人に１人 ・３歳児　２０人につき１人 ・４歳児以上　３０人につき１人	・１・２歳児　５人に１人 ・３歳児　１５人につき１人 ・４歳児　２８人につき１人 ・５歳児　３０人につき１人 ※３・４歳児については経過措置を設ける
保育室の面積	・ほふく前の０・１歳児 １人につき1.65㎡	・ほふく前の０・１歳児 １人につき3.3㎡

２　地域型保育事業の認可基準について

（１）地域型保育事業の概要

子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業（地域保育型事業）として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることにしている。

○小規模保育（利用定員６人以上１９人以下）
- Ａ型：保育所分園に近い類型
- Ｂ型：Ａ型とＣ型の中間の類型
- Ｃ型：家庭的保育（グループ型小規模保育）に近い類型

○家庭的保育（利用定員５人以下）

○居宅訪問型保育

○事業所内保育（主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供）

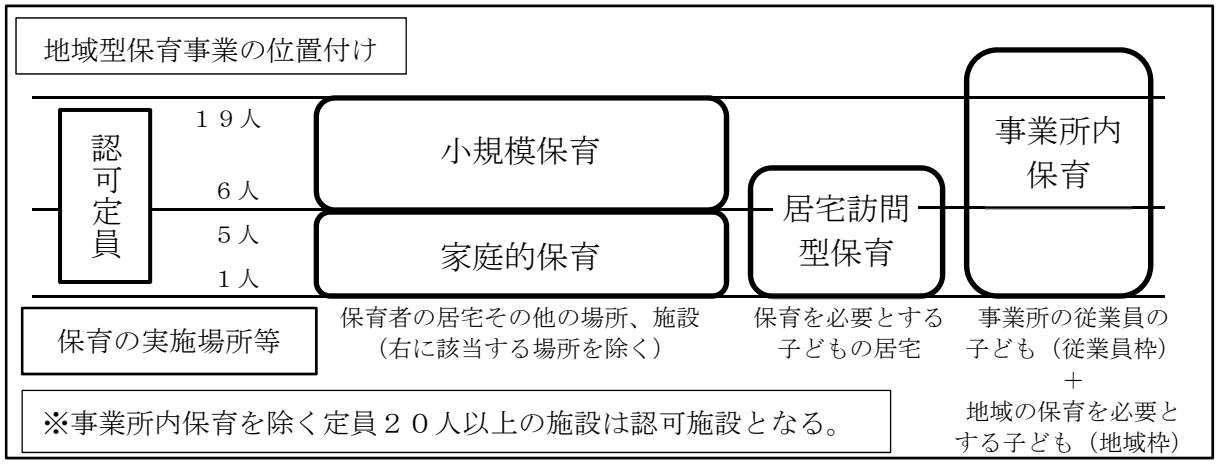

（２）国の基準

事業	小規模保育			家庭的保育	居宅訪問型保育	事業所内保育
	Ａ型	Ｂ型	Ｃ型			
職員数	0 歳児　3：1 1･2 歳児　6：1 ＋1 名		0～2 歳児　3:1 （補助者を置く場合、5：2）	0～2 歳児　3：1 家庭的保育補助者を置く場合 5：2	0～2 歳児　1：1	定員 20 名以上 保育所と同様 定員 19 名以下 小規模保育（Ａ型、Ｂ型）と同様
保育従事者	保育士※1	保育士※1 1/2 以上（保育士以外には研修を実施）	家庭的保育者※2 （＋家庭的保育補助者（市町村長が行う研修を修了したもの））		家庭的保育者※2	同上

<table>
<tr><th rowspan="2">事業</th><th colspan="3">小規模保育</th><th rowspan="2">家庭的保育</th><th rowspan="2">居宅訪問型保育</th><th rowspan="2">事業所内保育</th></tr>
<tr><th>A型</th><th>B型</th><th>C型</th></tr>
<tr><td>設備</td><td colspan="3">0・1歳児
乳児室又はほふく室
2歳児
保育室

屋外遊戯場
※付近の代替地可</td><td>保育を行う専用居室

同一敷地内に遊戯等に適当な広さの庭
※付近の代替地可</td><td>基準なし</td><td>0・1歳児
乳児室又はほふく室
2歳児
保育室

屋外遊戯場
※付近の代替地可</td></tr>
<tr><td>部屋の面積</td><td>0・1歳児
1人3.3㎡
2歳児
1人1.98㎡</td><td colspan="2">1人3.3㎡</td><td>1人3.3㎡（部屋自体は9.9㎡が必要）</td><td>基準なし</td><td>定員20名以上
保育所と同様
定員19名以下
小規模保育（A型、B型）と同様</td></tr>
<tr><td>屋外遊戯場の面積</td><td colspan="3">2歳児に対し1人当たり3.3㎡</td><td>2歳児に対し1人当たり3.3㎡</td><td>基準なし</td><td>2歳児に対し1人当たり3.3㎡</td></tr>
<tr><td>給食</td><td colspan="3">自園調理※3</td><td>自園調理※3</td><td>基準なし</td><td>自園調理※3</td></tr>
<tr><td>給食設備</td><td colspan="3">調理設備</td><td>調理設備</td><td>基準なし</td><td>定員20名以上
調理室
定員19名以下
調理設備</td></tr>
<tr><td>調理職員</td><td colspan="3">調理員</td><td>調理員（保育を行う子どもが３人以下の場合、家庭的保育補助者で対応可）</td><td>基準なし</td><td>調理員</td></tr>
<tr><td>連携施設</td><td colspan="3">連携施設の設定が必要※4</td><td>連携施設の設定が必要※4</td><td>連携施設の設定は一律には求めない</td><td>連携施設の設定が必要※4</td></tr>
</table>

※１：０～２歳児４名以上受け入れる場合、保健師又は看護師を１人に限って保育士としてカウント可

※２：市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者

※３：社会福祉施設、病院を含む連携施設等からの搬入可。現在自園調理を行っていない事業から移行する場合は、平成３１年度末までの間に体制を整える前提で、経過措置あり。

※４：更なる環境整備が必要と市町村が判断した場合、平成３１年度末までの間、一定の措置を講じた上で、連携施設の設定を求めないことができる。

（３）条例制定にあたっての方向性

①協議のポイント

・職員数について、小規模保育Ａ型・Ｂ型及び事業所内保育の１・２歳児の職員数は、国省令では６：１とされているが、市の保育所基準に合わせて５：１とするか。

②方向性

・現在、豊田市認証保育所では１・２歳児職員数の運用を６：１としていること、当該施設への移行を推進することを踏まえ、国の基準をもって市の基準としてはどうか。

3　運営に関する基準（確認基準）について

（１）確認制度の概要

給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業所に対して、各施設・事業の類型に従い、認定区分ごとの利用定員を定めた上で給付施設の対象となることを確認する。

（２）国の基準

分　類	内　容
利用開始に伴う基準	・内容・手続きの説明、同意、契約 ・応諾義務（正当な理由のない提供拒否の禁止） ・定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考 ・支給認定証の確認、支給認定申請の援助
教育・保育の提供に伴う基準	・幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供 ・子どもの心身の状況の把握 ・子どもの適切な処遇（虐待の禁止等を含む） ・連携施設との連携（地域型保育事業のみ） ・利用者負担の徴収（実費徴収、上乗せ徴収を含む） ・利用者に関する市町村への通知（不正受給の防止） ・特別利用保育・特別利用教育の提供（定員外利用の取扱い）
管理・運営等に関する基準	・施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規程の策定、掲示 ・秘密保持、個人情報保護 ・非常災害対策、衛生管理 ・事故防止及び事故発生時の対応 ・評価（自己評価、学校関係者評価、第三者評価） ・苦情処理 ・会計処理（会計処理基準、区分経理、使途制限等） ・記録の整備
撤退時の基準	・確認の辞退・定員減少における対応（利用者の継続利用のための便宜提供等）

（３）条例制定にあたっての方向性

条例の制定にあたっては、市の実情に国の基準を上回る内容又は異なる内容を定めるほどの特段の事情や地域性は認められないため、国の基準をもって市の基準としてはどうか。

４　放課後児童健全育成事業の設備運営基準について

（１）制度の概要

昨年８月の児童福祉法一部改正により、放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準について、国が定める基準を踏まえ、市町村が条例で定めることとされた。

（２）国の基準

分　類	内　容
職員	・保育士、社会福祉士、幼稚園教諭ほかの資格を有するか、２年以上の経験者であり、都道府県知事が行う研修を修了した者（経過措置あり） ・職員は２人以上配置することとし、うち１人以上は有資格者とする
児童の数	・児童の集団の規模は４０名以下
面積	・児童１人当たり 1.65 ㎡以上とする
開所日数・時間	・【日数】１年につき２５０日以上を原則とする ・【時間】平日：１日３時間以上 休日：１日８時間以上

（３）条例制定にあたっての方向性

条例の制定にあたっては、市の実情に国の基準を上回る内容又は異なる内容を定めるほどの特段の事情や地域性は認められないため、国の基準をもって市の基準としてはどうか。